



## 第2回 看護師特定行為研修指導者講習会

厚生労働省委託事業 平成30年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業

JCHOは、厚生労働省から「平成30年度看護師の特定行為に係る指導者育成事業」の実施団体としての指定を受け、「看護師特定行為研修指導者講習会」を実施します。

当機構は、地域医療・地域包括ケアの要として超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えることを使命としています。地域住民のヘルスケアは多様化し、これまで以上に高い資質を備えた看護専門職が強く求められています。高度な専門知識・技術を習得し、熟練した看護を提供すると同時に、看護職のケア技術の向上に寄与することのできる優れた看護実践をもって地域医療、地域包括ケアに貢献できる看護職を育成することを目的に本研修に取り組んでおります。そのためには、研修実施病院での適切な指導体制の確保と指導者の資質の向上が求められます。

本講習会は、研修制度の趣旨と効果的な指導や評価の方法を理解した指導者を養成することを目的としています。今後、指導者として携わる予定の方、研修修了者の活躍に係る施設管理者及び看護管理者の方々に参加いただき、制度の更なる普及に貢献してまいります。

### 【研修概要】

- 開催日時 平成31年3月2日(土) 9:30~17:10
- 開催会場 独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟 4階会議室  
東京都港区高輪3-22-12 品川駅高輪口徒歩7分
- 募集人員 60名 (定員に達し次第、締切とします)  
ただし、すでに指定研修機関である施設を優先します。次に協力施設・今後指定研修機関として申請予定の施設を優先します。
- 参加対象 看護師の特定行為研修において指導者として携わる予定の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者

区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること、また看護師の指導者は特定行為研修を修了した者又はこれに準ずるものとされています。以上の点から、指導者として必要な条件である経験及び能力を有している方を優先します。

- 開催形式 参加者主体の体験型学習であるワークショップ形式 (詳細はプログラム参照)
- 参加費 1,500円(税込) 資料代等を含む。当日受付でお支払いください。
- 修了証 本講習会の全てのプログラムを受講した参加者に「修了証」を交付いたします。
- 申込方法 「参加申込書」に必要事項をご記入の上、メールにてお申込みください。

JCHO 特定行為研修メールアドレス: [tokutei-nurse@jcho.go.jp](mailto:tokutei-nurse@jcho.go.jp)

(mail送信の時はXを@に変換してください)

公募期間: 平成31年1月18日(金) ~ 1月31日(木) 2週間

参加者には、連絡先メールアドレスに決定通知、開催要項、日程表等を送付いたします。

※決定通知(受講不可も含め)は2月15日までにお送りする予定ですので、期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが主催までお電話にてご連絡いただけますようお願いいたします。

- 主催 独立行政法人地域医療機能推進機構本部 TEL: 03-3445-0978 (特定行為研修担当)  
※参加申込書に記載された事項については、当機構の個人情報保護に関する規程に基づき、適切に管理し、処理いたします。なお本講習会実施及び厚生労働省への報告以外、範囲を超えて取り扱いません。

● プログラム

時刻	分	事項 (テーマ)
9:00 ~ 9:30	30分	受付
9:30 ~ 9:45	15分	オリエンテーション 開会式、研修趣旨の説明 スタッフ紹介
9:45 ~ 10:30	45分	特定行為に係る看護師の研修制度の概要
10:30 ~ 11:00	30分	手順書の作成過程 看護師が診療の補助を行う上での医師の指示
11:00 ~ 11:30	30分	手順書作成とアセスメント
11:30 ~ 11:45	15分	休憩
11:45 ~ 12:30	45分	特定行為研修を修了した看護師の役割
12:30 ~ 13:30	60分	昼休み
13:30 ~ 14:00	30分	研修方法 (講義、演習、実習の具体的運用) ポートフォリオの活用
14:00 ~ 14:45	45分	研修評価 (実習現場における観察評価)
14:45 ~ 15:30	45分	フィードバック技法
15:30 ~ 15:45	15分	休憩
15:45 ~ 17:00	75分	特定行為研修をうまく進めていくための課題と対応策 (研修前、研修中、研修後) ワールドカフェ
17:00 ~ 17:10	10分	閉会式、修了証授与

※本指導者講習会の研修内容は、「看護師特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」の内容に基づいて実施いたします。

- 講師 JCHOで勤務する職員で、特定行為研修指導者講習会及びタスクフォース養成を修了した者